

地方整備局等における再発防止対策の実施状況

1. コンプライアンスの推進強化

- 全地整において昨年中に推進本部を設置し、本部会合を原則毎月開催。コンプライアンス推進計画に基づいて再発防止策を推進。
- 外部有識者からなるアドバイザリー委員会を設置し、コンプライアンス推進計画の取組状況等に関する意見を聴取。

2. 違法性の認識に関する研修の徹底

【本省】

- 入札談合等関与行為を行った場合の厳しいペナルティ等を含め、コンプライアンスに関する個々の職員の認識を深めるため、具体のケースをドラマ化したコンプライアンス研修用のDVDを今年度中に作成し、各地整等に提供予定。

【国土交通大学校】

- 地整等におけるコンプライアンス指導者を養成するための研修（有識者による講義、研修員相互による課題研究・座談会）を平成 25 年度から実施。

【各地整等】

- ほぼ全ての研修にコンプライアンスの科目を設けて実施。（全地整等）
- 一方的な講義形式ではなく、コンプライアンスに関する不祥事例等を活用したグループ討議形式を採用。（全地整等）
- 事務所等で実施される講習会等において講師等として指導する役割を担うコンプライアンス・インストラクター38名を新たに養成し、全72名体制で講習会の実施を充実。（九州）
同インストラクターを養成した際の研修の様子をDVDに収録し、各地整等に配布済み。
- 本局の職員が事務所に出向いてコンプライアンス研修（出前講座）を実施。（中部、北陸、中国）

3. 意識改革に向けた取組

【各地整における具体的な取組の内容】

- コンプライアンス・ミーティング（課等の単位で実施）における取組。
 - ・ 全員参加を目標にして実施。（全地整等）
 - ・ 具体的な議題を用意し、討議形式により参加者が意見を言えるよう工夫。（北海道、東北、九州）
 - ・ 参加状況を職員別に記録し、所属毎の参加率を毎月推進本部へ報告。（四国）
 - ・ 欠席した職員へのフォローアップ（ミーティングでの発言内容の伝達、意見の聴取）を実施。（中部）
- 幹部職員の人事評価においてコンプライアンスの徹底を目標に掲げて実行。（北陸、四国）
- コンプライアンス・ミーティングや講習会への参加状況を職員毎に記録し、その内容を人事評価時に評価者へ情報提供。（四国）
- 全職員がコンプライアンスのチェックリストによる自己チェックや行動チェックを実施。（北陸、四国）
- 内容を改訂したコンプライアンス携帯カードの全職員への配布のほか、不当な働きかけを防止するポスターの掲示により、通常業務での認識を徹底。（北海道、近畿、中国）
- 幹部職員は、就任の都度「コンプライアンス宣誓」を自筆で作成してコンプライアンス指導者に提出。（四国）
- 発注者綱紀保持マニュアルにおいて、入札談合等関与行為を行った場合の厳しいペナルティを具体的に示して意識改革を促進。（関東）

【副所長室の大部屋化等の状況】

- 現時点（H25. 10. 1）で副所長室の大部屋等の割合は66%（50%）。平成25年度末で91%（77%）、平成26年度末で99%（94%）となる予定。
[括弧内の数値は、ドア撤去の暫定対応を含めないもの]
- 平成26年度末時点で個室である副所長室については、今後、事務所庁舎の改修等に併せて相部屋化を図っていく予定。

4. 不当な働きかけに対する報告の徹底、情報管理の徹底

- 全地整等において発注者綱紀保持規程を改正済み。発注者綱紀保持マニュアルは8地整等で改正済み（東北は10月末までに改正予定）。
- また、改正した規程等は、職場内ミーティング、メール送信、イントラネットへの掲載、研修等により各職員に通知。
- 発注者支援業務等（積算技術支援、技術審査支援等）の契約内容に、行政情報の流出防止対策の強化を記載し、関係者以外の執務室への無断入室禁止といった実施結果の報告を義務付け。（九州）

5. 入札契約手続きの見直しに係る試行状況

○ 入札書・技術資料の同時提出方式の実施状況

	実施件数
北海道開発局	15
東北地方整備局	33
関東地方整備局	23
北陸地方整備局	11
中部地方整備局	26
近畿地方整備局	40
中国地方整備局	19
四国地方整備局	363
九州地方整備局	55
合 計	585

(※ 平成 25 年 9 月 15 日時点で公告済みのもの)

○ 今後の方針

試行結果を踏まえ、必要な準備を行ったうえで、来年度より入札書・技術資料の同時提出を全面的に実施する。

6. 事務所ごとの応札状況の透明化・情報公開の強化

- 平成 25 年 5 月末から、全地整等において、事務所ごとの一般土木工事等の落札率及び業者別年間受注額・受注割合を公表。

7. 再就職の自粛要請

- 平成 24 年 10 月 17 日、高知談合に関与した企業に対し、国土交通省職員及び元職員の採用の自粛を要請。

8. その他

- 本年 5 月より、「地域の建設産業及び入札契約制度のあり方検討会議」等において、公共事業の入札制度における地域の建設業者の適正な競争環境の整備や、将来にわたり地域の維持を始めとした業務を行う施工技術のある建設業者とその担い手の確保・育成支援等について検討を開始した。